訓

五 五

Ė

私立学校法施行細則の一部改正……………

則

Ħ

次

平 成 \equiv + 年

「第五条第一号、

号 外

 \equiv

月

+

 \exists

第一号から第三号まで」に改め、同条第一号を次のように改める。

第一号様式を次のように改める。

新旧の寄附行為

ら第七号までに掲げる書類並びに省令第四条第三項第一号及び第二号」を「及び同条第六項

第十四条中「、省令第二条第一項第四号、同条第二項第一号から第三号まで及び第五号か

「のほかに、次に掲げる」を「のほか、合併前の各学校法人の沿革その他の参考と

第三号及び第五号」を「第五条第一号、第三号及び第四号」に改める。

四三

(金

曜 日)

なる」に改め、同条各号を削る。 で」に、

第十条中「第六条第一項第一号から第九号まで」を「第六条第一項第一号から第八号ま

平成三十年三月三十日

同条第三号中

「第四条第一項第三号」に改め、同条第一号中「変更後」を「新旧」に改め、

(第三号を除く。)に掲げる書類又は第九項各号に掲げる」に、「第四条第一項第二号」を

「同条第六項又は第九項に定める」を「同条第六項各号

「第四条第一項各号」の下に

大分県報号外 (規則

及び第二号」に改め、

第七条中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改め、

(第二号を除く。)」を加え、

大分県規則第五十二号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

○規

則

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

ら第五号までに掲げる書類及び同条第二項第一号から第七号まで」を「第二条第五項第一号

同条中第四号を削り、第五号を同条第四号とする。

第五条中「に、」の下に「寄附行為並びに」を加え、

「第二条第一項第一号及び第三号か

私立学校法施行細則(昭和四十九年大分県規則第四十三号)の一部を次のように改正す

第1号様式(第5条関係) 14 13 9 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作 項の規定により、関係書類を添えて申請します。 成した価格評価書 所属についての登記所の証明書類等 2 添付書類 学校法人 大分県知事 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の 学生生徒等納付金調書 法人全体の負債償還計画書 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書 設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 設立趣意書 寄附行為 その他参考となる書類 当該学校法人の設置する私立学校の学則 寄附申込書 設立代表者の履歴書 設立決議録 役員に関する次の書類 て含まれていないことを証する書類 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超え 役員の就任承諾書及び履歴書 礟 学校法人 の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法第30条第1 寄附行為認可申請書 設立代表者氏名 $\widehat{\mathbb{H}}$ 侢 耳 (11) Ш 第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第7条関係) うとする場合には前記書類のほかに次の書類を添付すること。 項の規定により、関係書類を添えて申請します。 既に私立学校を設置している学校法人が、更に新しい私立学校を設置し、又は廃止しよ 添付書類 理由書 理事会及び評議員会の寄附行為変更に関する決議録 する場合を除く。(7)から100までにおいて同じ。) 成した価格評価書 所属についての登記所の証明書類等(私立学校を廃止する場合を除く。(3)及び(4)におい 学校法人の沿革その他の参考となる書類 新旧寄附行為 る書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書(私立学校を廃止 寄附行為変更の条項及び新旧比較対照表 て国じ。) 大分県知事 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができ 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 学校法人の設置する私立学校の学則 学生生徒等納付金調書 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書 法人全体の負債償還計画書 寄附行為変更後2年の事業計画及び収支予算書 の寄附行為の一部変更の認可を受けたいので私立学校法第45条第1 学校法人 礟 寄附行為変更認可申請書 理事長氏名 学校法人名 学校法人住所 併 田 Ш きる書類」に改める。 第九号様式を次のように改める。 第七号様大中「財産目録」を「財産目録その他の最近における財産の状況を知ることがで

財産の処分に関する事項を記載した書類(私立学校を廃止する場合に限る。)

5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人に関する次の書類 3 私立学校法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者である 第52条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。 第9号様式(第10条関係) 6 合併前の各学校法人に関する次の書類 (1) 寄附行為 (4) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の (3) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 (5) 合併後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書 添付書類 (5) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作 (2) 役員の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に ことを証する書類 合併契約書 理事会及び評議員会の合併に関する決議録 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学 所属についての登記所の証明書類等 含まれていないことを証する書類 係るものを除く。)及び履歴書 大分県知事 学校法人の沿革その他の参考となる書類 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて 寄附行為 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類 貸借対照表 骤 学校法人合併認可申請書 との合併の認可を受けたいので、私立学校法 学校法人住所 理事長氏名 学校法人名 理事長氏名 学校法人名 学校法人住所 平成三十年三月三十日 併 П <u></u> Ш 第十二号様式を次のように改める。 大分県報号外(規則)

第12号様式(第14条関係)

学校法人組織変更認可申請書

併

Ш

Ш

平成三十年三月三十日

大分県知事 礟

理事長氏名 学校法人名 学校法人住所

(11)

校法人)への組織変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 私立学校法第64条第6項の規定により、学校法人から準学校法人(準学校法人から学

添付書類

- 理事会及び評議員会の組織変更に関する決議録
- 役員に関する次の書類
- 役員の就任承諾書及び履歴書
- 2 て含まれていないことを証する書類 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超え
- 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類
- 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- 所属についての登記所の証明書類等 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の
- 6 成した価格評価書 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作
- 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- 組織変更後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 9 る書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができ
- 10 法人全体の負債償還計画書
- 新旧寄附行為
- 組織変更後の学校法人の設置する私立学校の学則
- 学校法人の沿革その他参考となる書類

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広 瀬

勝

貞

大分県規則第五十三号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十二年大分県規則第百六号) の一部

を次のように改正する。

うに加える。 老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加え、同項に次のよ 別表第十二の一の項のへ中「第九十四条第一項」を「第八条第二十八項」に改め、 「介護

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十

八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。 別表第十二の六の項の表の備考1中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第1 一種中高

二の六の項」に改める。 域及び田園住居地域」に改め、 別表第十三の備考2中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地 同表の備考4及び備考5中「別表第十二の六」を「別表第十

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県規則第五十四号

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大分県旅館業法施行細則 (昭和三十二年大分県規則第六十五号)の一部を次のように改正

する。

める。

第五条第一項中「旅館業許可申請事項変更届」を「旅館業営業許可申請事項変更届」に改

				第六号様式を次のように改める。	第五号様式中「蒸館培業廃止(停止)届」を「蒸館業培業廃止(停止)届」に改める。める。		第三号様式中「第3条第2項第1号又は第2号」や「第3条第2項各号(第7号を除
		}			進		第6号様
			}		出田祭祀		式(第
			·····		住所(日本国内に住所を有しない外国人であるときは、国ない外国人であるときは、国籍を併記すること。)	宿泊	第6号樣式(第6条関係)
			***************************************		氏名(日本国内に住所を有しない外国人であるときは、旅 ない外国人であるときは、旅 券番号を併記すること。)	者 名 簿	
		}			職業		
					年齢		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、 改正前の大分県旅館業法施行細則第三号様式から第六号様式までの規定による用 所要の補正をして使用することができる。 派紙は、

大分県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県規則第五十五号

大分県消防学校規則の一部を改正する規則

る。 大分県消防学校規則 (昭和三十八年大分県規則第二十二号) *の* 部を次のように改正す

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、 第六項を第五項とする。

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第六条中第三項を第四項とし、 同条第二項中 「前項」 を 「第一項」に改め、 同項を同条第

2 実施に関し必要な事項を定めるものとする。 める基準を勘案して、教育訓練の種類及び種別ごとの教科目及び時間数その他教育訓練の 前項の実施計画には、 消防学校の教育訓練の基準 (平成十五年消防庁告示第三号) に定

第七条第一 項中 「の長」 の下に「(以下 「消防長等」という。)」を加える。

別表第一から別表第六までを削る。

第一号様式を次のように改める。

1号様式 (第7条関係)

大分県消防学校長 殿

第年

Ш

耳神

消防長等名

哥

校 - $\not \sqsubseteq$

#

下記の者を に入校させたいので申し込みます。

 \geq

续 研修 艇

猫

뺍

	いない。	、でくだ	性別欄は、該当する方を○で囲んでください。	注1 性
	被	男・女		
	禄	男・女		
	读	男・女		
	禄	男・女		
	读	男・女		
	蕨	男・女		
	禄	男・女		
備考	入校時 の年齢	性别	級 ふりがなA) 氏 名	階 (職 名

- 2 入校資格に実務経験を必要とする教育訓練を受ける場合は、備考欄に当該年度の4月1日現在の実務経験年教を記載してください。
- 4 3 実務経験を有さない者が入校資格に実務経験を必要とする教育訓練を受けようとする場合は、備考欄に当該教育訓練に係る業務の従事開始予定年月を記載してください。
 4 食物アレルギーがある方は備考欄にその食品名を記載するとともに、アレルギーの程度についても分かる範囲で、既往歴等を記載してください。
 なお、食物アレルギーの記載で備考欄が不足する場合は、別様式に記載し、入校申込書に添付して提出してください。

平成三十年三月三十日

大分県報号外 (規則

七

第二号様式を次のように改める。

大分県報号外
(規則)

附 則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

大分県災害対策本部訓令第一号

〇 災 害 訓 令

企 地

教 病 院 局

業

第十五条 支援室長は、支援室の事務を掌理する。

支援室長に事故があるときは、総務部行政企画課長がその職務を代理する。

育

本 部

うに改正する。 大分県災害対策本部規程(昭和三十七年大分県災害対策本部訓令第一号)の一部を次のよ

平成三十年三月三十日

広 瀬

第九条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に 大分県知事 貞

広域受援に関する情報を一元的に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、

2

次の一項を加える。

受援・市町村支援室(以下「支援室」という。)を置く。

第十条中「、広域応援対策班」を削り、 「あっては」を「あつては」に改める。

第十一条第二項中「危機管理監」を「防災危機管理監」に、 「防災危機管理課」 を 「防災

対策企画課」に改める。

第十八条中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条を第二十一条とする。 第二十五条を第二十八条とし、第十九条から第二十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第一項中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第五項中「第十九条」を「第二十二条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中 「別表第四」を 「別表第五」に改め、同条を第十八条とし、第十四条を

第十七条とする。

第十三条第一項第三号中「第二十二条」を「第二十五条」に改め、同条を第十六条とし

第十二条の次に次の三条を加える。 (支援室の組織等)

3

班長、副班長及び班員は、

別に定める者をもつて充てる。

2

「支援室各班」という。)に班長、

第十四条 支援室に支援室長及び調整担当官を置き、前条の規定により設置する班

支援室長は総務部審議監を、調整担当官は総務部行政企画課総務企画監をもつて充て

副班長及び班員を置く。

第十三条

支援室に広域受援班、

人員調整班及び市町村支援班を置き、

別表第四に掲げる事

。 以 下

務を所掌する。

関 庁

(支援室長等の職務)

2

庁 局

4

3 調整担当官は、支援室長を補佐する。

支援室各班の班長は、支援室長の命を受け、それぞれの班を総括する。

5 別表第三の応急対策調整班の項の班の事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

欄を次のように改める。 四号を第三号とし、同表の広域応援対策班の項を削り、同表の情報収集班の項の班の事務の

被害状況、避難状況等に関する情報の収集に関すること

広報に必要な情報の収集に関すること。

本部に

被害状況 避難状況等に関する情報の整理、分類及び評価に関すること。

四 災害情報及び被害情報の取りまとめ及び分析に関すること。

Ŧi. 広聴体制の一元化、全体調整及び進行管理に関すること。

六 その他情報収集に関すること。

別表第四中「第十五条関係」 別表第五中 「第十七条関係」 を「第二十条関係」 を 「第十八条関係」 に改め、 に改め、 同表を別表第五とし、別表第三 同表を別表第六とする。

別表第四(第十三条関係

の次に次の一表を加える

広域受援班	班の名称
九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請に関する他の都道府県等からの連絡員の受入れに関すること。	班の事務

平成三十年三月三十日

大分県報号外 (規則・災害訓令)

九

Z ±		
この 附 別 り 以 が り が り が り が り が り が が が が が が が が		
一	三をの他広域応援対策に関すること。	平成三十年三月三十日
	ブクリギャタ	大分県報品
	、 (く) @IE min Z T /	大分県報号外(災害訓令)